

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	草津市
4. 届出番号	28
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mynumber/dokuziriyou_todokede.html

執行機関名 草津市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(昭和42年草津市条例第25号)による利用者負担額の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第1の項 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(昭和42年草津市条例第25号)による利用者負担額の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第1条	草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(昭和42年草津市条例第25号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが <u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号および第30条第2項各号の規定に基づき市町村が定める額を支給認定保護者から徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(昭和42年草津市条例第25号)
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則(平成27年草津市規則第45号)